

「日本人の食事摂取基準」策定検討会 開催要綱

1 目的

「日本人の食事摂取基準」は、健康増進法（平成14年法律第103号）第16条の2に基づき、国民の健康の保持・増進、生活習慣病の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を定めたものである。現行の「日本人の食事摂取基準」の使用期限が2019年度であることから、2020年度以降の新たな基準を策定する必要がある。

新たな基準では、更なる高齢化の進展や糖尿病有病者数の増加等を踏まえ、栄養に関連した代謝機能の維持・低下の回避の観点から、生活習慣病の発症予防と重症化予防に加え、高齢者の低栄養予防やフレイル予防も視野に入れる必要がある。

こうした状況を踏まえ、本検討会は、新たな「日本人の食事摂取基準」の策定に向けて、各種疾患ガイドラインの栄養・食事に関する根拠の検証をはじめ、健康や疾患に関連する国内外の栄養に関する最新の知見を基に、基準の方針・内容について検討するために、厚生労働省健康局長が開催するものである。

2 組織

- (1) 構成員は別紙のとおりとし、座長及び副座長を各1名置く。
- (2) 検討会の下に、ワーキンググループを設置する。
- (3) 構成員等は、「日本人の食事摂取基準」の策定報告までの間、本検討会に参画する。

3 検討内容

国内外における栄養学等の最新の知見や食事摂取基準に関する国際的な動向を踏まえ、

- (1) 「日本人の食事摂取基準」の策定方針の検討
- (2) 科学的根拠に基づいた策定を行うためのレビュー方法の検討
- (3) 「日本人の食事摂取基準」の数値の策定と科学的根拠の整理 等を行う。

4 事務局

検討会の庶務は、健康局健康課栄養指導室が行う。

5 その他

検討会は、原則として公開とする。

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が健康局長と協議の上定める。

(別紙)

「日本人の食事摂取基準」策定検討会 構成員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属
雨海 照祥	武庫川女子大学生活環境学部食物栄養学科 教授
伊藤 貞嘉	東北大学大学院医学系研究科 教授
宇都宮 一典	東京慈恵会医科大学内科学講座 糖尿病・代謝・内分泌内科 主任教授
柏原 直樹	川崎医科大学腎臓・高血圧内科 主任教授
勝川 史憲	慶応義塾大学スポーツ医学研究センター 教授
木戸 康博	金沢学院大学人間健康学部健康栄養学科 教授
葛谷 雅文	名古屋大学大学院医学系研究科 教授
斎藤 トシ子	新潟医療福祉大学健康科学部健康栄養学科 教授
櫻井 孝	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター もの忘れセンター長
佐々木 敏	東京大学大学院医学系研究科 教授
佐々木 雅也	滋賀医科大学医学部看護学科基礎看護学講座 滋賀医科大学医学部附属病院栄養治療部 教授
柴田 克己	甲南女子大学医療栄養学部医療栄養学科 教授
土橋 卓也	社会医療法人製鉄記念八幡病院 理事長・病院長
横手 幸太郎	千葉大学大学院医学研究院細胞治療内科学 教授
横山 徹爾	国立保健医療科学院 生涯健康研究部長

※任期の定めなし（検討会報告書作成までの間）